

議 案 第 68 号

摂津市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件

摂津市火災予防条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年12月3日提出

摂津市長 嶋 野 浩一朗

提案理由

火災に関する警報の発令中における火の使用の制限及び火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出の見直しを行うため、本条例を制定するものである。

摂津市火災予防条例の一部を改正する条例

摂津市火災予防条例（昭和38年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第29条中「警報」の次に「（法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。）」を加え、同条第7号を削る。

第45条第1号中「行為」の次に「（たき火を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。